

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

事前申請の期限は2024年3月まで!
「特例事業承継税制」
適用におけるポイントとは?



中小企業の非上場株式が高く評価され、後継者の相続税・贈与税負担が高くなるのが、事業承継のネックとなっていました。これを解消するために、2018年度の税制改正で事業承継税制の抜本的拡充（特例措置の創設）が実現され、その申請期限を2024年3月に迎えることとなります。この制度を正しく理解し、利用することが事業承継の鍵となります。

今回は、「特例事業承継税制」についての概要や、ポイントについて解説します。

I 特例事業承継税制の概要

Q 特例事業承継税制について教えてください。

A 本制度の概要は次の表の通りです。

図1. 特例事業承継税制の概要

事前の計画策定等	特例承継計画書の提出 (2018年4月1日から2024年3月31日まで)
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)
対象株式	全株式
納税猶予割合	100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	弾力化 雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納税不要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除

Q 特例事業承継税制のメリットとデメリットについて教えてください。

A メリットは、株式に対する贈与税や相続税の猶予、免除が受けられることです。一方、デメリットは、手続きが複雑で、かつ、長期にわたり要件の順守と報告義務が課される上、報告漏れがあったり、要件を満たさなくなったりすると、猶予されている税額を一括、もしくは一部納付しなければならぬというリスクがあることです。

Q 適用を受ける前に検討すべきことは何ですか?

A 先代の経営者が健在で、株価がそ

れほど高額でなければ、暦年贈与（年間110万円の非課税枠で贈与する）で株式を贈与することを検討してみましよう。時間がかかる場合もありますが、無税で後継者に株式を移転することができます。

Q どのような場合に適用を検討する必要がありますか?

A 株価が高額な場合や、先代の経営者が高齢である場合は、適用を検討する必要があります。いずれか判断が付かない場合は一旦「特例承継計画書」を提出しておきましょう。

II 手続きの流れと注意点

Q 適用を受ける上での必要書類と期限を教えてください。

A 2024年3月31日までに「特例承継計画書」の提出が必要となります。提出しても、特例措置を利用しないことでペナルティーを受けることはありません。

Q 「特例承継計画書」の提出がない事業承継はどのような扱いになりますか?

A 「特例承継計画書」の提出がなければ、贈与時、相続時にキャッシュアウトを伴う「一般措置」となります。

Q 適用対象を教えてください。

A 2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間に発生した株式の贈与および相続が事業承継税制の対象となります。

III 親族内承継の場合における事業承継税制

Q 親族内承継の場合の注意点を教えてください。

A 経営者の死後、株式が後継者に相続されるなど、親族内における遺産の配分に偏りが生じた場合、親族内で相続争いに発展することもあります。

事業承継は、税制上の問題だけではなく、いろいろな手続きや準備が必要となりますので、顧問税理士等の専門家へ相談しながら対応を進めていくことをお勧めします。

また、現在、日本商工会議所では本制度の延長・恒久化を要請しています。今後、本制度が改正される可能性もあるため、注意が必要です。

【回答】当所窓口専門家

(有)米田会計事務所（青葉区錦町）

中小企業診断士
税理士

米田 正美氏



図2. 事業承継税制（特例措置）のスケジュール

